

一般社団法人 日本感染管理ネットワーク会則施行細則

第1条 (評議員の選出)

評議員の選出は、この会則施行細則（以下「細則」とする）にしたがい、以下の要件を満たした各支部長推薦の会員から、理事会によって選出される。

- (1) 評議員の推薦を受ける者は、当該選出の行われる 4 月末日現在において、下記の諸条件を全て具備していなければならない。
- ① 当法人の会員歴が、直近の 3 年間以上を継続していること。
 - ② 前年度までの年会費を完納していること。
 - ③ 翌年度も当法人の会員であること。
 - ④ 社員総会に出席できること。
 - ⑤ 任期は 1 年（再任は 3 回）とし、各々役割を担うことができること

第2条 (理事候補者及び監事候補者の選出)

理事及び監事候補者の選出は、当法人会則によるほかは、下記の方法で行う。

- (1) 理事候補者及び監事候補者は、現理事及び支部長による推薦及び各会員の自薦による立候補を経て、年度末の理事会で選出される。
- (2) 每年 12 月末までに、代表理事は、次年度に会則に定められた任期満了予定の理事及び監事の確認（原則本人からの申し出を受ける）を行い、欠員時には理事及び監事の候補者募集の詳細（各人数、推薦・自薦書の提出期限等）を理事会の承認を受け支部長及び全会員へ通知する。
- (3) 理事及び監事の候補者を推薦する者（理事、支部長）及び自薦する者（立候補者）は、(6) に示す①～⑦の資格条件が満たされていることを確認し、推薦者は理事・監事候補者推薦書【A】を作成する。自薦者は自薦書【B】を作成する。理事会が公示した期日までに、【A】、【B】を事務局へ提出する。
- (4) 理事候補者に関しては、各支部に最少 1 名は置くことを念頭に選出する。
- (5) 理事候補者は支部長あるいは評議員を兼ねることができない。
- (6) 理事及び監事の候補者として推薦を受ける者は、当該選出の行われる 3 月末現在において、下記の諸条件を全て具備しなければならない。
- ① 当法人の会員歴が、直近の 3 年間以上を継続していること。
 - ② 前年度までの年会費を完納していること。
 - ③ 翌年度も当法人の会員であること。
 - ④ 支部活動に積極的に参加（支部役員の就任経験、研修会への参加や講師、シンポジスト、座長などの経験など）していること。
 - ⑤ 会議に出席し、担当理事として活動ができること。
- 但し、会議の回数については通常年 5 回とし、理事会は必要に応じてその数を増

減することができるものとする。

- ⑥ 理事候補者の選出については、継続して再任 6 回未満の会員であること。
(実任期は、定時社員総会終了時から翌年の定時社員総会終了時までを 1 期とする。)
- ⑦ 監事候補者の選出については、現任者以外の会員であること。

第 3 条 (代表理事及び副代表の選出・選任)

- (1) 代表理事及び副代表理事は、社員総会にて理事が選任された後の理事会にて選任される。
- (2) 代表理事及び副代表理事は、既に理事選出時に提出された要件 (上記第 2 条 (6) ①～⑥) に加え、会則第 13 条に示す職務を果たせる理事とする。

第 4 条 (日本感染管理ネットワーク学会大会長の選出・任命)

代表理事は、第 2 条 (6) ①～④に加えて、学会や研究会 (日本感染管理ネットワーク以外も含む)、理事会等において役割経験のある会員の中から、日本感染管理ネットワーク学会大会長を選出・任命する。

第 5 条 (学術集会発表及び論文投稿について)

学術集会発表及び会誌への論文投稿については、原則として会員に限る。なお、共同演者及び共著者も同様とする。

附則

本会則施行細則は平成 23 年 7 月 30 日から施行する。

平成 28 年 11 月 9 日改訂

平成 30 年 10 月 29 日改訂

令和 4 年 3 月 6 日改訂

令和 6 年 3 月 16 日改訂